

氷見市被災者住宅リフォーム支援補助金（令和８年８月豪雨関連）交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、令和８年８月豪雨（以下「豪雨災害」という。）の被災者の生活再建に向けて、空き家を活用して必要な住まいの確保を支援するため、氷見市補助金等交付規則（昭和４４年氷見市規則第１２号）第２２条の規定に基づき、氷見市被災者住宅リフォーム支援補助金（令和８年８月豪雨関連）（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災者 豪雨災害により居住していた住家が損害を受け、被災証明書の損害程度が半壊以上の世帯又は市から応急住宅の提供を受けた世帯に令和８年８月２７日時点の住民基本台帳において属する者（ただし、賃貸物件に居住していた者を除く）。
- (2) 住宅所有者 居住する住宅を所有する者。ただし、共有に係る住宅にあっては、持分が４分の１以上の所有者（持分が４分の１以上の所有者がいない場合は、最も大きい持分を持つ者）であって、生計を一にする者の持分を加算して持分が２分の１以上となる者に限る。
- (3) リフォーム工事 住宅所有者が行う居住の用に供する部分において、法人又は個人事業主と契約を締結して施工した増改築工事をいう。
- (4) 基準日 住宅のリフォーム工事が完成した日。

（補助金交付対象者）

第３条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 被災者であって、自らが居住する目的で令和８年８月２７日から令和１１年３月３１日までの間に市内において空き家を取得し、その住宅のリフォーム工事を行った住宅所有者。

- (2) 基準日から１年以内にリフォーム工事を行った住宅に居住していること。
- (3) 申請者及びその世帯員が市税を滞納していないこと。
- (4) 当該住宅に対して、申請者及びその世帯員が、氷見市住宅リフォーム支援補助金又は氷見市被災者住宅リフォーム支援補助金（令和７年４月１日制定）の交付を現に受けておらず、かつ、過去にこれらの補助金の交付を受けていないこと。

（補助金の交付額等）

第４条 補助金の交付額は、リフォーム工事に要した経費の２分の１以内とし、その額に１，０００円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。ただし、その額の上限を１００万円とし、それを超える場合は補助金の金額を１００万円とする。

２ 次に掲げるリフォーム工事等の経費は、補助の対象としない。

- (1) 車庫、カーポート及び物置等の設置工事
- (2) 門、塀、その他の外構工事
- (3) 移動や取り外しが可能な家具の購入・設置、家電製品の購入
- (4) 電話及びインターネット等の配線工事
- (5) 公共事業の施工に伴う補償費の対象となる工事
- (6) 補助金の交付を受けようとする世帯の者が自ら施工する工事
- (7) 住宅の解体のみ行う工事
- (8) 賃貸の用に供している、又は供する予定の住宅のリフォーム工事
- (9) 事務所、店舗その他居住以外を目的に使用する部分のリフォーム工事
- (10) 他の制度による補助金を受けた整備箇所が当該補助金の対象となる部分と重複する工事等
- (11) その他市長が補助の対象として適当でないと認める工事等

（交付の申請）

第５条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、住宅の取得の日から２年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) リ災証明書又は応急住宅の提供を受けていたことが確認できる書類
- (2) 住宅の登記事項証明書
- (3) 基準日が確認できる書類
- (4) リフォーム工事等の経費の支払いが確認できる書類
- (5) リフォーム工事等の内容の明細が確認できる書類
- (6) リフォーム工事等の施工前及び施工後の写真
- (7) 申請者及びその世帯員に市税の滞納がないことを証する書類
- (8) 世帯全員の住民票
- (9) 個人情報の取扱いに関する同意書
- (10) 氷見市被災者住宅リフォーム支援補助金（令和８年８月豪雨関連）申請に関する誓約書
- (11) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付及び額の確定）

第６条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認める場合は、予算の範囲内において、交付及び額の確定を行い、申請者に対しその旨を通知するものとする。

（補助金の返還）

第７条 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付を受けた補助金を返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 虚偽又はその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた者及びその世帯員のすべてが、基準日から１０年以内に転出又は転居したとき。

（細則）

第８条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 9 月 7 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 1 3 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、第 7 条に定める事項については、引き続き効力を有するものとする。